がま た もと かず 氏 名 鎌 田 元 一

学位(専攻分野) 博士(文学)

学位記番号 論文博第 431 号

学位授与の日付 平成14年3月25日

学位授与の要件 学位規則第4条第2項該当

学位論文題目 律令公民制の研究

(主 查) 論文調查委員 教授勝山清次 教授藤井讓治 教授金田章裕

論文内容の要旨

日本の古代国家は、7世紀末、唐の律令法を国情に合わせて体系的に継受することにより、そこに国制の基本を置く律令国家として確立をみた。その根幹をなすのは公民制と官僚制である。そこでは全国の人民は一律に公民として国家(天皇)のもとに一元的に支配される。彼らは居住地に従って編戸され、戸籍に登録されて、一定基準の田地の占有・用益を保証されるとともに、法定された統一的租税の負担を課せられた。一方、そのような公民支配を実現し、維持するために、中央・地方にわたる体系的な国家機構が整備され、官僚制のシステムが導入された。両者は、いわば一つの盾の表裏のように、相即不離の関係をもって形成されたのであるが、本論文は、このうち特に公民制に焦点を当てて、その歴史的形成過程を具体的に究明するとともに、成立した律令国家の公民支配に関わる諸制度について、その実相を多角的に解明しようとしたものである。

全体は、公民制の形成過程およびその歴史的前提を論じた第一部と、律令公民制に関する諸制度の究明を試みた第二部とからなり、第一部には7章と一つの付論、第二部には11章と二つの付論がそれぞれ配されている。

第一部 I 章「七世紀の日本列島―古代国家の形成―」は,第一部全体の総論的位置を占めるもので,部民制や屯倉制,評制等について個別に論じた II 章~WII 章の成果を総括するとともに,公民制成立についての論者の見解を 7 世紀の具体的歴史過程に即して明らかにしたものである。公民制の歴史的前提は,倭政権による全国的な人民支配の体制としての部民制にあり,公民制はその部民制のもつ歴史的限界を克服するものとして形成されたこと,それを可能とした基礎的条件は,一つは6世紀の歴史過程において成熟を遂げた王民思想に,いま一つは同じく 6 世紀段階における屯倉制の全国的展開に求められること,6世紀末~7世紀初の推古朝は,これらを梃子に人民支配の新たな質的転換が模索されはじめた時代とみるべきこと,部民制から公民制への転換は,直接には部民を廃止し,すべて一律に国家民とすることを命じた孝徳朝の施策にはじまること,天智 3 年(664)の甲子の宣はそれを一段と推し進めた施策で,孝徳朝の部民廃止後も実際には旧来とあまり大差なく続いてきた旧部民に対する諸豪族の支配に改めて統制を加え,それらを国家民(民部)として確定したうえで,氏のランクに応じた量的制限のもとになお彼らの民部所有を認めたものであること,その民部を停めたのが天武 4 年(675)の部曲廃止であり,ここに諸豪族の旧部民を中心とする人民への支配は最終的に否定され,国家による全一的な人民支配の体制が確立したことなどを論じている。王民思想については,従来単純に部民制を王民制としてとらえる見方が有力であったが,それを部民制の進展のなかから生み出されつつも,なおかつ部民制を否定・克服する契機となった王権側のイデオロギーとしてとらえた点,天智朝以降の施策(甲子の宣・部曲廃止)の内容について,律令的食封制の成立過程という視点を導入しつつ,はじめて具体的に論者の見解を明らかにした点などが,II 章以降とは区別される本章独自の論点である。

Ⅱ章「『部』についての基本的考察」は、戦後の部民制研究の通説を批判し、論者の部民制理解の根本を示したものである。通説の基礎を定めたのは井上光貞氏の研究であるが、そこでは部は(1)品部、(2)子代・名代、(3)部曲の三つの類型に分けられ、それぞれ(1)は天皇(朝廷)の民、(2)は皇室・皇族の私有民、(3)は諸豪族の私有民とされる。すなわちそれらの語は所有主体の相違を示すものとして並列的にとらえられるのであり、具体的には、品部とは玉作部などの旧来いわゆる職業部、

子代・名代とは長谷部など歴代の宮号を付した部、部曲とは蘇我部など豪族名を帯びる部がそれに当たるとされる。しかし品部が職業部を指す語とする史料的根拠は、いずれも誤解か自己の先入観に基づく恣意的な解釈によるもので、品部とは部一般を指す当時の用語に他ならないこと、しかも品部と部曲はそのように並列・対置されるような概念ではなく、同一実体の上に重なりあって用いられる概念で、部曲(カキ)とは人間集団に対する諸豪族の支配・領有の側面を表現した語であり、品部(ベ)とはそれを王権への従属・奉仕の側面からとらえた語であること、すなわち部の制度とは、諸豪族による「カキ」の領有を前提とするところの王権への従属・奉仕の体制、朝廷の職務分掌の体制に他ならないことを明らかにしている。この「ベ」と「カキ」の表裏一体性の認識が本章における最も重要な論点であるが、これを踏まえてさらに、従来議論の多い子代・名代についての諸説を批判し、御名代の語は『古事記』特有の表現で、これらの部はすべて子代の語に帰一すべきものであること、その子代とは、諸種の部のうち王家所有の部(=カキ)として特に王権への帰属が強く意識された部で、その本質は王宮名を負わされた地方服属集団の王権に対する人格的な隷属関係にあり、子に相当するものとして歴代の王名を後世に伝えるものと観念された部であること、以上のごとき部の制度の廃止は『日本書紀』孝徳紀の大化二年八月癸酉詔によって全面的に命ぜられたもので、いわゆる大化改新詔第1条は、この大化二年八月詔にいう品部の廃止を別の表現で述べたものに他ならず、その史料性には疑問がもたれることなどを明らかにしている。

Ⅱ章付論「部民制の構造と展開」では、部の本質に関する上記の所論を踏まえ、部民制の成立と展開の過程について考察している。部民制は古来のトモ制(王権に服属した畿内周辺の中小豪族に、宮廷の各種の職務を世襲的に分掌させる)を母体とするが、通説では品部を職業部とする誤った認識に立って、部民制の成立を百済の部司制を模した品部制の成立としてとらえ、そこに旧来のトモ制とは異なる革新的性格(官僚制的性格)を見出だそうとする。5世紀後半の雄略朝ごろ以降、多数渡来した百済系工人(今来才伎)を品部に編成したことにその契機を見るのである。しかし、品部は単に部というに等しく、部の文字は6世紀初頭前後のころに、すでに多様な展開を遂げたトモの組織を表記する語として採用され、やがて字音で「べ」とも訓まれるようになったに過ぎない。部制とトモ制との間に本質的な相違は認められず、部の制度はあくまでトモ制の原理による統治組織の拡大・発展として理解されるべきこと、従って部民制の成立とは、部称の成立には拘らず、実質的にはトモ制の全国化の過程、すなわち、4~5世紀に始まる倭政権の全国征服の過程において理解されるべきものであることを論じている。

Ⅲ章「日本古代の『クニ』」は、我が国古来の領域観念である「クニ」の語に焦点を当てて、倭政権による統一国家形成の過程を論じたものである。(1)クニの本義は辞書のいうような大地・陸地にはなく、本来的に人文的・社会的概念であること、(2)各地の首長を意味するクニヌシの語は古代には確かに存在したが、記紀を始めとする古代文献の世界にあっては、古代天皇制の思想的所産として各地のクニヌシの存在は否定され、彼らは国初以来の天皇のヤツコ(国造)として位置付けられたこと、(3)倭政権による統一国家形成の過程をクニヌシの没落の過程として見れば、各地の首長が国造として再編された5世紀後半~6世紀初頭の段階が重要な画期と認められること、(4)稲荷山古墳出土の鉄剣銘文に「左治天下」の語が見えることを参照すれば、すでに雄略朝段階において統一国家観念の萌芽を認めうること、(5)那須国造碑文によれば、遅くとも7世紀末ごろには、各地の郡司級の地方豪族層にまで、天皇を君主とする統一国家の観念が浸透していたことが確認されること、などを明らかにしている。

Ⅳ章「屯倉制の展開」では、屯倉制が倭政権の全国的統治方式として担った歴史的意味について考察を加えている。屯倉については、これを単に地方支配のための政治的・軍事的拠点としての施設であるとし、その経済体としての性格や領域的支配を否定する見解もあるが、まず記紀における用字の検討などを通じてこれを却け、屯倉(ミヤケ)と屯田(ミタ)とは一体の観念であり、農業経営の拠点たることをその本義としたことを改めて確認する。屯倉は王権の開発によって成立した畿内の屯田を本源とするが(前期屯倉)、5世紀以前における畿内の屯田・屯倉の展開を承けて、6世紀に入ると西は九州から東は関東まで、全国的規模で屯倉が設置されるようになる。すなわち王権直属の地である畿内の屯田の原理が全国に拡大され、各地の国造の支配領域内に倭政権の直轄地支配が拠点的に展開されるに至るのである(後期屯倉)。人に対する支配原理としての部民制に加え、あらたに国造支配領域の内部に倭政権の直接的な領域支配の原理が持ち込まれたのであり、論者はこれを、部民制による支配の限界を克服し、新たな国家支配への展望を切り拓く、きわめて重要な歴史的意義を担ったものとして高く評価し、後の評制・郡制の歴史的前提をなすものであったと捉える。なお従来議論のある子代と屯倉の関

係についても考察を加え、特定の王族所有の屯倉の出現が、これらの屯倉と王族に分有・伝領される子代との同一視を招き、 これらの屯倉を子代屯倉とも呼ぶようなったことを明らかにしている。

V章「評の成立と国造」は、律令郡制の直接的前身である評制について、その施行時期や官制を中心に検討を加え、孝徳朝における全面的な建評の事実を改めて立証したものである。戦後『日本書紀』大化改新詔に対する批判的検討が進むにつれ、評制から郡制への移行についての認識が深まる一方、その評制については、孝徳朝における全面的施行を疑い、金石文等に見られる孝徳朝の評を特殊な地域に置かれた限られた存在とし、全国的な建評の画期としては天智朝(近江令)もしくは天武・持統朝(飛鳥浄御原令)を重視すべしとする見解が大勢を占めるに至った。論者は『常陸国風土記』の建評記事など、それらの所説に共通して見られる史料の誤読を指摘し、またそれらの所説を支える関晃説(天武朝段階まで広範な国造のクニの存続を主張する)が論理的にも実証的にも成り立たないものであることを解明して、評制は後世「天下立評」の年とされる孝徳朝の己酉年(649)に全国的な施行をみたこと、それは部民制の廃止に対応する体制であったこと、評の官制も当初から評督・助督の二官制と見るべきこと、律令制下の50戸1里制の源流は、この評制のもとで開始された旧部民に対する50戸単位の編戸にあったと考えられることなどを明らかにしている。

VI章「評制施行の歴史的前提─いわゆる大化前代の『コホリ』について─」は、孝徳朝における評制施行の歴史的前提として、すでに前代にコホリと称する一定の地方政治組織が展開していた可能性を追究したものである。このような大化前代コホリ論はすでに戦前から見られ、戦後においても幾人かの研究者が継承・深化させているところであり、その内容としては屯倉を中核とする一定の領域支配が構想されているのであるが、確実な史料的根拠に乏しく、なお一般的な理解とはなっていないのが現状である。論者は『続日本紀』大宝元年7月壬辰条において、屯倉との密接な関係が指摘される県犬養氏の表記が郡犬養となっている事実を明らかにし、それが天武朝の古記録の用字をそのまま伝えている可能性の高いことを指摘して、大化前代コホリ論に初めて直接的・具体的な史料的根拠を与えることに成功している。すなわち郡犬養はコホリノイヌカイと訓まれるのであり、それが前代における同氏の職掌に因むものである以上、大化前代のコホリの実在性とともに、そのようなコホリが屯倉を中核として形成されたことも裏付けを得たことになるのである。その具体例として『日本書紀』皇極紀に見える「難波郡」を取り上げ、その実体を、難波屯倉(狭屋部邑の子代屯倉)をはじめ、難波の地域に設けられた幾つかの施設の有機的な複合体として想定しうる可能性を示している。

№ 1 年 「那須国造碑文の『国家』」は、重要な評制史料である同碑文の史料的性格を、そこに見える「国家棟梁」の語の検討を通じて明らかにしたものである。同碑は那須国造にして那須評督にも任じられ、庚子年(700)に没した那須直韋提の墓碑であるが、彼を称えた銘文中に見える「国家棟梁」の一句について、従来はこれを那須国の首長を意味するものとし、7世紀の末葉まで那須国が中央から相対的独立性を保っていたことを示すとする理解が一般に行われてきた。那須のクニから那須評への転換を飛鳥浄御原令の施行直前のこととするような見解も暗黙にこのような理解を前提としているのである。しかしそれは棟梁の語に対する誤解に基づく。論者は、漢籍における用例を調査し、それが一国の君主(首長)ではなく、国家の重臣を意味する語であること、そのような棟梁の用法は勿論我が国にもそのまま受容され、記紀をはじめとする古代の文献にあっても正しく使用されていることを指摘し、その「国家」は天皇の国家に他ならないこと、この一句を含め、むしろ同碑文には那須直一族の天皇の朝廷に対する従属の構造こそが色濃く反映しているのであり、7世紀末葉のこの時点に至るまで、那須地方が評制をも施行しえないほど中央の国家からの独立性をつよく維持し続けていたとは到底考えがたいことを明らかにしている。

第二部 I 章「日本古代の官印一八世紀の諸国印を中心として一」は、奈良・平安の古文書に捺された古代官印の印影を歴史史料として活用するための基礎作業として、律令国家の印章制度およびその実施の様態について国印を中心に検討を加えたもので、官印の制は基本的に大宝令に始まること、同令規定の三種の官印のうち、内印・外印の使用は同令の施行(大宝元年,701)後すぐに始まるが、従来国印に関する記事とされる『続日本紀』大宝元年6月己西条は、内印の印影を諸国に頒下したものと見るべきで、国印の始用は大宝4年(慶雲元年)にまで下ることを明らかにしている。さらに8世紀の国印押捺文書を集成し、それらから大宝4年初鋳国印の印影を鑑別する方法を提示して、確かなものだけでも37ケ国についてそれを抽出している。また国印の改鋳についても検討を加え、その時期は国によって区々であるが、一部の国では早くも天平末年にほぼ一斉に改鋳が行われていることを指摘し、8国についてその印影を示している。これらは印影の編年を行うため

の方法を具体的に示したものであるが、最後に国印の書体について論じ、元来官印は、外印・諸司印・国印の種別によって「印」字の書体を変えていたのが、天平宝字元年(757)前後から国印の「印」字の書体が諸司印の系統に統一されたこと、諸国倉印の「印」字の書体は国印とは異なり、当初から諸司印型であったことなどの事実を明らかにしている。

Ⅱ章「律令制国名表記の成立」は前章の成果を具体的な歴史研究に生かしたもので、律令国家による国名表記の公定・統一は国印の鋳造と密接に関わり、それと一体の作業として行われたもので、大宝4年の諸国印の一斉頒下によって公布されたものであることを明らかにしている。その後再改定された一部の国(山城など)を除き、今日も用いる国名表記はこの時に定められたのである。また国名表記がすべて二文字に統一されている理由も、これによって初めて明らかとなる。律令国家の官印はすべて4字印の形態をとっており、そこに過不足なくはめ込むためには、国名表記はすべて2字に統一されねばならなかったのである。従来必ずしも明確ではなかった薩摩国の成立についても、本章での知見によって、それを大宝4年と考定することが可能となったとする。

Ⅲ章「郷里制の施行と霊亀元年式」では、近年平城京跡から出土した計帳軸の墨書を手掛りに、改めて郷里制の施行期間に検討を加え、その施行は定説の霊亀元年(715)ではなく、同3年(養老元年)のことであることを明らかにしている。同年には大計帳をはじめとする諸帳の書式の頒下・調庸制の改定・中男作物制の創出など、律令制公民支配の上で重要な施策が数多く出されおり、律令制初期の政治における同年の位置が注目される。さらに付論「郷里制の施行補論」において、その法制上の施行は同年5月22日の大計帳以下の書式頒下の時点、もしくはその直前にまで絞り込めること、この年の計帳作成作業の過程に随伴して、この村落制度の改編が実施されたと考えられることを明らかにしている。

Ⅳ章「計帳制度試論」は、従前戸籍に比して研究の手薄であった計帳制度について、初めてその基礎的研究を試みたもの である。まず「大帳」と「計帳」とをそれぞれ別種の文書を指す用語とする通説を批判し,それらが同一実体を指す別称と して混用されることを明らかにしている。そのうえで、京進される文書としての大帳=計帳の内容を問題とし、それが目録 と歴名という形態と機能を異にする二種の文書から構成されること、そのようなあり方は輸租帳や正税帳についても指摘す ることができ、当時の国衙進上公文に通有のあり方であることを明らかにしている。計帳文書には目録・歴名・手実の3種 が存在するが、このうち手実とは戸主が戸口全員の姓名・年紀を記して京国の官司に提出する申告書で、歴名や目録作成の 基礎資料となるものであり、京進されない。歴名・目録は京職や国司によって作成される文書で、歴名は里を単位に成巻さ れ、各戸の手実の内容に戸ごとの課・不課の集計、調庸の額などを付加し、それを50戸分列ねた体裁を持つ。目録は左右京 もしくは一国を単位として戸数・口数を課・不課によって集計し、京国全体の調庸額を算定したもので、個人名の現れない 統計文書である。計帳とはこれら3種の文書の作成過程全体を指して用いられる語で、京進される文書としての目録・歴名 自体もまた一括して計帳と呼ばれたのであるが,京進される目録と歴名はまた大帳とも称され,しかも大帳の語は京進され る計帳文書を指す用語としてのみ用いられた。一方、大宝令の規定では、京進される計帳は「国帳」と称されており、これ は目録を意味する。したがって以上のごとき計帳京進のあり方は同令施行後のある時点から始まった可能性が強いが、論者 はそれを霊亀3年の大計帳式の頒下に求めている。この直前の時期には計帳や輸租帳・青苗簿の内容の虚偽が問題とされて おり、郷里制の施行や調庸制の改定、いわゆる土断法の施行など、この時期には公民支配の再編・強化を目指す施策が相次 いで出されており、従来の目録に加えてその内容を裏付ける歴名の京進を新たに命じたのも、一連の方針に沿う施策と見た からである。しかし近年に至り、平城京跡から和銅8年(霊亀元年、715)の大倭国志癸郡大神里の計調歴名の軸が出土し たことにより,この点については訂正を要することとなった。本論ではさらに計帳の実際上の始期,その衰退についても考 察を加え,それが大宝令施行後すぐに作成・京進され始めたとみてよいこと,歴名の簡略化ないしは省略という方向で次第 に衰退の過程をたどることを明らかにしている。なお,歴名が京進された文書であることを疑い,これを否定する説も多い が、付論「計帳についての再論―福岡・梅村・彌永三氏の見解に触れて―」は、それらの所説を批判し、計帳歴名が京進文 書であったことを改めて論証したものである。

V章「平城遷都と慶雲三年格」では、力役制研究の一環として慶雲三年(706)格規定の百姓身役を取り上げ、その制度の内容と立制の意図を解明するとともに、それを通じて平城遷都計画の策定時期について新見解を提示している。百姓身役は、恒常的に歳役の庸を半減する代償として、必要に応じて臨時に無償の役を課すことを定めたものであるが、留役の際の庸免、庸調全免の場合を含め、一貫して減免した庸調分の倍の日数を使役するという観点から制定されている。これは同時

に定められた筑紫の役の場合も同様で、賦役令歳役条規定の役日と庸物との関係を修正し、一時に大量の労働力の徴発を可能としたものに他ならない。庸半減の一般諸国では通常9日の役が予定され、役日が10日以上19日に及べば庸が全免されるが、筑紫の役との違いは、西海道諸国では恒常的に庸が免除され、その代わりに19日間の役が義務付けられたというに過ぎない。従来の諸説はこのような制度の内容についての理解が不十分であるばかりか、それが慶雲3年という時点で立制されたことの意味についての注意を全く欠いている。論者はこのように一時に大量の労働力を必要とする事情が当時存在したこと、すなわち筑紫の役は大宰府諸施設の造営のためであり、全国規模での一般の百姓身役は平城京の造営に備えるものであったことを、大宰府正庁の発掘成果や『続日本紀』記事の丹念な検討によって明らかにしている。それにより、平城への遷都計画は通説の慶雲4年とは異なり、すでに前年2月以前の段階で存在していたことが明らかとなり、平城遷都の目的を元明即位に関連付け、さらには首親王(聖武)のための新宮都の造営とするような見解は否定されることとなったとする。

Ⅵ章「律令課役制二題」では、日本律令における課役の語義を論じ、雑徭もそれに含まれるとする通説を批判し、唐制と同様、日本においても雑徭は課役には含まれないこと、すなわち日本の課役は唐のそれから租を除いた調と役(庸)のみからなる概念であることを明らかにしている。併せて『延喜式』に見える老丁残疾不課の規定の成立時期をめぐり、その実例がすでに天平初年に見えることを、正倉院文書の断簡接続を通じて指摘している。

Wi章「律令国家の浮逃対策」は、従来誤解の見られる和銅八年格の内容を明らかにすることを中心に、公民の浮浪・逃亡に対する律令国家の政策の変遷を論じたものである。和銅八年格は通例「土断法」と呼ばれるように、一般には浮逃の当処編附を命じた格として理解されている。しかし格文を子細に検討すれば、それは浮逃を当処の籍に付けるのではなく、したがって口分田は班給せず、特殊の名簿に録して調庸を徴収するよう命じたものであることが知られる。令制本来の規定では、浮逃は6年間を限って追訪され、その間に捕捉されなければ籍帳から除かれる。一方、絶貫した浮逃が再び捕捉された場合には、その地で編附される定めである。和銅八年格はこのような令制の原則を変更し、浮逃に苛酷な処置を課すことによって本土への走還を促そうとしたものである。その後養老五年格に至ってこの方針は一変される。同格は令本来の規定に捉われず、逆に当処編附の方針を強く打ち出したもので、これこそ通例理解される意味での土断法そのものに他ならない。その後天平8年(736)に至って再び和銅八年格類似の処置がとられるが、ここではすでに浮逃を本土に送還しようとする意図の減退が見られる。この格以後、次第に公民とは異なる浮浪人身分が形成されていくのであり、やがてそれは延暦四年(785)格に至って定着をみることとなるととらえる。

■章「律令制的土地所有と田籍・田図」は、論者の調査によって発見された新史料、東寺文書「弘福寺田数帳」の継目裏 書を中心史料として,従来その様態が具体的には知られず,ためにまま誤解も見られた「田籍」の内容・形態を解明し,戸 籍との比較を通じて律令公民支配上に占めるその位置の明確化を図ったものである。新たに以下の諸点が明らかにされてい る。(1)田籍と田図は全くその編成の原理を異にしており、田図が田地の所在地に即して纏められたのに対し、田籍は田主に 即して纏められるのをその特徴とした。(2)田籍は田令口分条に根拠を持つ官簿で、班田の結果の記録としては田籍こそ本来 的であるのに対し、田図は田籍の欠陥を補うものとして後次的に作成されはじめたものである。(3)田籍には口分田を対象と する一般の田籍に加え、寺田籍・神田籍・職田籍・位田籍等、口分田以外の田種を対象とする、いわば特殊田籍も存在して おり、その全体が田籍の体系を形作っていた。墾田制の展開にともない、後にはそのような特殊田籍の一つに墾田籍も加わ ることとなった。(4)一般田籍は戸主ごとにその戸に属する口分田を纏め記したもので、里(郷)別に成巻されたと考えられ る。これに対し、寺田籍などの特殊田籍は、田主ごとに記載される点は同じであるが、いずれも郡別に成巻された。(5)いわ ゆる「弘福寺田数帳」は「天平十四年山背国久世郡弘福寺田籍」とも称すべき文書で,同年山背国久世郡寺田籍から弘福寺 に関する部分のみを抜き出し、一通の文書としたものである。(6)同文書によって田籍の記載内容を詳細かつ具体的に知るこ とができる。それによれば条里制整備後の田籍は、田地一筆ごとにその所在を条里坪付によって示し、小字地名・田積と荒 熟の別・田品・坪内位置などを記していた。条里制整備以前のそれは、所在地の表記などは一様ではなかったであろうが、 字名・田積・田品などがその記載要件であったと考えられる。また令規定に従い,四至も記載された。(7)以上のごとき田籍 の様態は、里別成巻、特殊籍の存在、文書としての様式上の特性の3点において、戸籍と著しく類似している。両者は基本 的にその性格を同じくし、土地と人との両面において、律令国家の公民支配を支え、またそれを象徴する基本帳簿とされた のであるとする。

※章「公田賃租制の成立」は、従来議論の多い公田賃租の地子稲の使途について、関連史料の徹底した再検討を行い、令制下における地子稲の取り扱いの実態を具体的に明らかにするとともに、それが当初から太政官の用途に充てられていたとする説の妥当なることを論じ、併せて前代の屯倉と令制下公田との系譜的つながりについて考察を及ぼしたものである。行論中、天平6年の官稲混合に際し、地子稲も正税に混合されたとする薗田香融説(通説化していた)は誤りで、地子稲が官稲混合の埒外であったことには明証のあること、収納地子稲は毎年すべてが太政官に送られるのではなく、年々の必要量に応じて京送され、残稲はそのまま連年にわたって国衙に領置され、その一部には穀化されて貯備されるものもあったことなどの新知見を示し、『続日本紀』の大宝元年紀から二年紀にかけて見える「田領」「大租」「大税」などの性格について新見解を提示しているが、本論考は一方で正税帳の史料としての使用法を示したものでもある。正税帳は天平期の政治・社会・文化にわたる貴重な情報の宝庫であるが、従来は必要記事の摘み食い的利用が多く、ために誤解や不適切な利用が多かった。本論考は同帳が会計帳簿であることを十分に認識し、その全体的な理解のもとに各記事の利用が行われねばならないことを具体例をもって示したものである。

XI 章「日本古代の人口」は、論者自ら調査報告書を執筆した茨城県鹿の子 C 遺跡出土の漆紙文書中の人口史料を用い、定説となっている澤田吾一氏の奈良時代人口についての研究に再検討を試みたものである。その結果、良民人口約560万とする澤田氏の推計は、むしろ奈良末~平安初期の人口と見るべきで、8世紀前半の国家掌握人口は約440~450万人と見るべきことを明らかにしている。

論文審査の結果の要旨

戦後、古代史研究はタブーから解放され、大きな飛躍をとげた。考古学の成果が積極的にとりいれられ、戦前には夢想にすぎなかった新しい着想による研究がつぎつぎと発表された。また世界史的な発展段階論にもとづく研究は古代史の視野を広げ、国家形成史の枠組みを形づくった。こうした動きと並行して、史料批判を踏まえつつ諸制度を解明する実証的な研究も急速に進み、日本の古代史像は一変した。さらに近年は、鉄剣銘や木簡など、新たな文字史料の発見があいつぎ、従来の課題の再検討が迫られる一方で、研究の膨大な蓄積によって、古代史研究はますます精緻なものになってきている。

日本のばあい、六国史や中国の歴史書などの編纂物のほかに、正倉院文書・木簡・各種の銘文など、多くの一次的史料があり、古代史の史料は相対的に恵まれている。しかし他の時代に比べて、史料的制約が厳しいことはいうまでもない。そのため、古代史研究においては基礎的な事実の確定すら容易ではなく、歴史的事実の発掘・確定にあたり、史料の扱いを含め様々な工夫が要求される。そしてそれは時代を遡るほど、厳しいものとならざるをえない。

本論文は、こうした古代史研究の前線にあって、「基礎的な事実関係の確定に力を注ぎ、少しでも多くの共通認識を積み上げ」ることをめざし、斬新な視角と緻密な読みによってその実現を図ってきた論者が、律令公民制関係の論考をまとめ、一書を編んだものである。全体は、公民制の形成過程およびその歴史的前提を論じた第一部と、律令公民制に関する諸制度の究明を試みた第二部とからなり、第一部には7章と一つの付論、第二部には11章と二つの付論がそれぞれ配されている。収録された論考のなかには、発表時に大きな反響を呼んだ画期的な研究がいくつも含まれており、長らく論者による公民制研究の全体像の提示が待たれていたものである。

何よりも本論文を特徴づけるのは、厳密な論理展開と様々な方法の駆使によってもたらされた実証の卓越性である。その実証における工夫は、用いられている史料に即するならば、大きく三つに分けられる。一つは、固定観念を排した緻密な読みによるものである。論者は、これまでの研究が『常陸国風土記』の建評記事などを誤読していたことを指摘し、評制は後世、「天下立評」の年とされる孝徳朝の己西年(649)に全国的な施行をみたこと、その官制も当初から評督・助督の二官制とみるべきことを明らかにしている(第一部 V 章、以下、一V のごとく略記する)。評制史料として著名な「那須国造碑

文」に対しても論者は、漢籍における用例の調査にもとづき、独自の読みを展開し、銘文中にみえる「国家棟梁」が一国の君主(首長)ではなく、国家の重臣を意味する語であること、したがってその「国家」は天皇の国家にほかならないことを明快に論じている(一 \mathbb{M})。また百姓身役の内容を解明し、平城遷都計画との関わりを初めて指摘した「慶雲三年格」の研究、通例「土断法」と呼ばれる「和銅八年格」の意味を一変させた研究や計帳・正税帳などの帳簿分析にも、その史料に対する深い読みがいかんなく発揮されている($\mathbb{M} \cdot \mathbb{N} \cdot \mathbb{M} \cdot \mathbb{N}$)。なお、この点は程度の差こそあれ、全編に共通してみられるものである。

そして三つには、新出史料の積極的な利用によるものである。論者は、近年平城京跡から出土した和銅8年(霊亀元年、715)大倭国志癸郡大神里の計帳歴名軸の墨書を手がかりに、改めて郷里制の施行期間に検討を加え、施行の開始は長らく定説となっていた霊亀元年ではなく、同3年(養老元年)であることを実証している(二Ⅲ)。また茨城県鹿の子 C 遺跡から出土した漆紙文書中の人口史料を用いて、定説化していた澤田吾一氏の研究の再検討を行い、8世紀前半の国家掌握人口は約440万~450万人とみるべきであるという結論を導きだしている(二 X I)。

こうした緻密な実証を積み重ねる一方で、論者は斬新な視角から、歴史的概念の再検討と歴史的事実の新たな位置づけを試みている。部民制、屯倉制と公民制創出過程の研究がそれにあたる。論者は、戦後の部民制研究の通説を批判し、品部 (ベ) と部曲 (カキ) は並列・対置されるような概念ではなく、同一実体のうえに重なりあって用いられる概念で、部曲が人間集団に対する諸豪族の支配・領有の側面を表現した語であるのに対し、品部はそれを王権への従属・奉仕の側面からとらえた語であること,したがって部の制度とは諸豪族による「カキ」の領有を前提とするところの王権への従属・奉仕の体制(朝廷の職務分掌の体制)にほかならないと論じている(一 Π 、同付論)。同じく屯倉制についても、屯倉(ミヤケ)と屯田(ミタ)は農業経営の拠点であることを本義とする一体の観念であることを確認したうえで、6世紀に各地の国造の支配領域内に屯倉が設置されるようになった事態を、屯田における領域支配の原理の全国的な拡大ととらえ、これを部民制による支配(人に対する支配)の限界を克服し、新たな国家支配への展望を切りひらく、きわめて重要な歴史的意義をもったものとして高く評価している(一 Π)。さらに論者は、これらの研究を踏まえ、部民制を否定・克服する契機となった王民思想にも注目しつつ、推古朝から天武朝にいたる公民制創出の過程を段階をおって跡づけている(一 Π)。

本論文の成果は以上に尽きるものではないが、改めて研究史上の意義をまとめるならば、(1)「部」概念の内容を確定し、部民制廃止=公民制創出の歴史過程を解明したこと、(2)公民制成立の前提である評制について、孝徳朝全面立評説を説得的に展開したこと、(3)律令公民支配のための帳簿である計帳・正税帳などを精緻に分析し、公文研究の水準を一挙に引きあげたこと、(4)国名表記成立時期の確定、郷里制施行に関する岸俊男説の補訂や百姓身役の意義の解明など、律令国家の諸制度について、独自の見解を提示したこと、(5)鹿の子 C 遺跡出土の漆紙文書などから、8 世紀日本の人口を推定し、これまでの通説を修正したこと、などとなろう。いずれも近年の古代史研究のなかにあって特筆すべき成果であるが、なかでも公民制の形成過程を解明したことは、これが律令国家の根幹をなす制度であるだけに、律令国家成立史研究を前進させるうえで、きわめて大きな意義をもっている。本論文の完成度は高く、望む点は少ないが、あえてあげるならば、公民制を論じながら、国家史への展望が十分に議論されていないことである。しかし、これも今後に残された課題とみなすべきものであり、博士論文としての価値を何ら損なうものではない。

以上,審査したところにより,本論文は博士(文学)の学位論文として価値あるものと認められる。2002年1月16日,調

査委員3名が論文内容とそれに関連した事がらについて口頭試問を行った結果、合格と認めた。